

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第18号

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則の一部を改正する規則

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則（平成17年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園による教育及び保育の目的のための行事</u></p> <p>エ～キ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「条例」という。）第6条第2号の規定により免除する手数料は、次に掲げる手数料とする。</p> <p>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に掲げる道路（以下「道路」という。）において、次のいずれかに該当する行為をしようとする者の当該行為についての申請に係る条例別表第7の10の項又は11の項に定める手数料</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ～カ</u> 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。